

〔説明会資料： 本資料は必ず保管してください〕

急傾斜地の指定・工事の概要

急傾斜地崩壊対策事業は、受益者が限定される性格から、一般的な公共事業とは大きく異なります。皆様にとって様々なデメリットが発生する場合がありますので、本資料に基づく説明を十分に理解した上で、御要望下さる様お願いいたします

(令和6年6月)

《相談・連絡先》

◎ 神奈川県横浜川崎治水事務所

電話(代)045(411)2500

○ 急傾斜地第一課 (直通 045-411-2520)

◎ 横浜市役所

電話 045(671)2948

○ 建築局企画部建築防災課がけ防災担当

1 急傾斜地法(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の概要

(施行 昭和44年8月1日)

『法の目的』(法第1条)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護(人命保護)することが目的です。土地・家屋等の財産を保護することを直接の目的としていません。

『急傾斜地崩壊危険区域の指定』(法第3条)

急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、「区域指定基準」を満たし、有害行為を制限(『行為の制限』参照)する必要がある土地の区域を『急傾斜地崩壊危険区域』として指定することができます。

『行為の制限』(法第7条)

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると区域内で以下の行為を行う場合、県の許可が必要となります。

- ・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他の浸透を助長する行為
- ・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘削又は盛土
- ・ 立木竹の伐採、木材の滑下又は地引による搬出
- ・ 土砂の採取又は集積
- ・ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

※ なお、建築物の建て替え等において掘削等が伴わない、また、枯損木竹の伐採や樹木の剪定等の維持管理に係る行為等は、許可不要です。

『県の施行する急傾斜地崩壊防止工事』(法第12条)

急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地の所有者、被害を受けるおそれのある者等が施行することが原則です。

しかし、崩壊防止工事には、多大な費用と高度な技術力が必要となることから、『急傾斜地崩壊危険区域』内では、「急傾斜地崩壊防止工事の実施基準」(P2)を満たす場合に限り、県が地権者等に代わって工事を実施することができます。

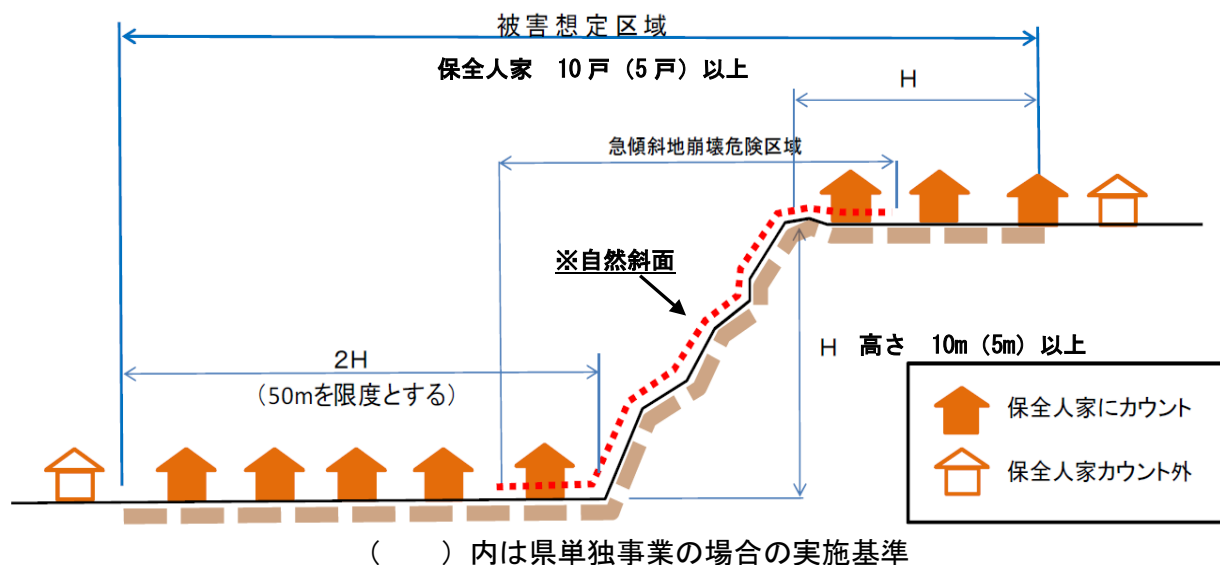
なお、森林法に基づく「保安林」に指定されている場合、急傾斜地法に基づく県の工事は出来ませんので、まずは、横浜川崎地区農政事務所(電話045(934)2372)にご相談してください。

『受益者負担金』(法第23条)

県が急傾斜地崩壊防止工事を実施することにより利益を受ける者(受益者)がある場合は、その者に費用の一部を負担させることができます。

しかし、横浜市においては、受益者負担金相当額を横浜市が負担しておりますので、関係する地権者及び居住者の方々の費用負担はありません。

2 急傾斜地崩壊防止工事の実施基準



- (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たすこと。
保全人家： 居住している家屋が対象で、空き家や昼間のみ利用の店舗などは含みません。
- (2) 自然斜面であること。
- (3) 急傾斜地が民有地であること。
- (4) 施設を設置する土地所有者からの施工依頼書と居住者、地元の方々からの施工同意書による工事ヤードの貸借や立入等、全面的なご理解・ご協力が得られること。
- (5) 施設を設置する土地において境界が確定していること。
- (6) 工法等について県に一任すること。
- (7) 施工可能な現場条件が確保できること。(進入路・作業スペースの確保等)
- (8) 急傾斜地の所有者が県に対して工事に必要な土地を無償で貸与すること。
- (9) 標識・標柱の設置ができること。
- (10) 工事完了後の土地所有者や居住者等による維持管理を実施すること。(排水施設清掃、草刈等)
- (11) その他、県の工事に対する協力・理解が得られること。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県が急傾斜地崩壊対策工事を実施するためには、皆様の要望に基づき『急傾斜地崩壊危険区域』に指定する必要があります。

＜区域の指定基準＞

- (1) 傾斜度が30度以上の急傾斜地の高さが5m以上であること。
- (2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家（被害想定区域内の保全人家）が5戸以上あること。

※ 区域の指定にあたっては、関係する地権者及び居住者の方々から**事前に「急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊対策工事の施工要望について」を提出**していただきますが、実際に工事着手するまでには数年の期間を要することがあります。

(2) 自然斜面とは

自然斜面とは、切土、盛土、石積・ブロック積等の構造物の設置等、人の手が加わっておらず、隆起や風雨により削られる等、自然の力により形成された斜面が対象です。

(3) 工事の対象となる急傾斜地は民有地

民有地であっても、都市計画道路等の都市施設が都市計画決定されていたり、国・県・市が行政目的で管理している公有地は、原則、工事が実施できません。

また、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定されている土地を、市が買い取る場合、工事が実施できません。

その他、他法令による規制により、県が行う急傾斜地崩壊防止工事の目的が達成出来ない場合も工事が実施できなくなります。

(4) 施工依頼書・施工同意書

要望書を提出いただいた後、土地の利活用に伴う方針変更や土地の売買、相続に伴う要望の取下が行われる場合があるため、工事着手前に改めて意向確認を行い、土地の所有者の方々から施工依頼書を、また、区域内の居住者の方々や工事実施時に搬出入路等で影響を受ける方々から施工同意書をいただきます。

(5) 土地の境界と施設の設置

土地の境界が未確定の場合や土地所有者が不明等で全員の了解が得られない場合は工事ができません。

また、施設は、対象となる斜面の地形に合わせて設置するので、各地権者の土地境界に合致しません。

(6) 工法選定

区域指定後に実施する測量・地質調査の結果を基に設計業務を行い、対象斜面に最適となる工法を県が選定し施設を整備します。そのため、工法選定は県に一任いただきます。

また、擁壁等の「水抜き管」から出る水を集める目的で、斜面下部に側溝を設置する場合がありますが、直近に既設の雨水桝等が宅地毎にあり、流末が確保されている場合に限り、直近の桝に接続する形で設置します（トラブルの元となるため、隣地の雨水桝等には接続しません）。

なお、大雨の際に宅内桝があふれても、県では対応できないため、ご自身で対策してください。（排水管を作る、土のうを積む、溝を掘る等）

(7) 施工可能な現場条件

掘削土の搬出時やコンクリートの打設時、鉄筋等資機材の搬入時などには、作業員が土地の所有者等の敷地内に立入らせていただく必要があります。

また、工事関係車両の駐車場等として敷地の一部をお借りする場合があります。

その他、周辺地域の皆様にも、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力がいただけない場合には工事を行えません。

(8) 土地の無償使用と使用貸借契約

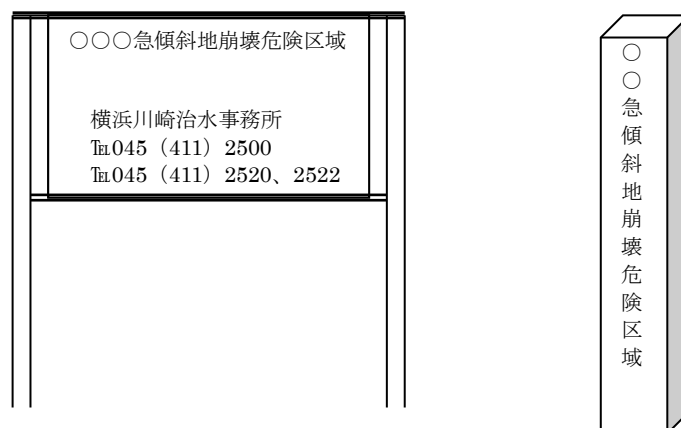
急傾斜地崩壊対策事業は、土地の買収や寄付を受けずに、土地所有者等に代わって県が施設を設置しますので、土地所有者は工事に必要な土地を県に無償で貸与していただきます。

そのため、工事完成后、施設の面積を測量し、それぞれの土地所有者と無償使用貸借契約を締結しますので、土地所有者に係る土地登記簿上の名義は変わりません。

(9) 標識・標柱の設置

急傾斜地崩壊危険区域の指定にあたり、危険な区域を周知するため、法第6条により区域内に標識・標柱の設置が義務づけられています。

皆様からの設置場所の提供をお願いします。



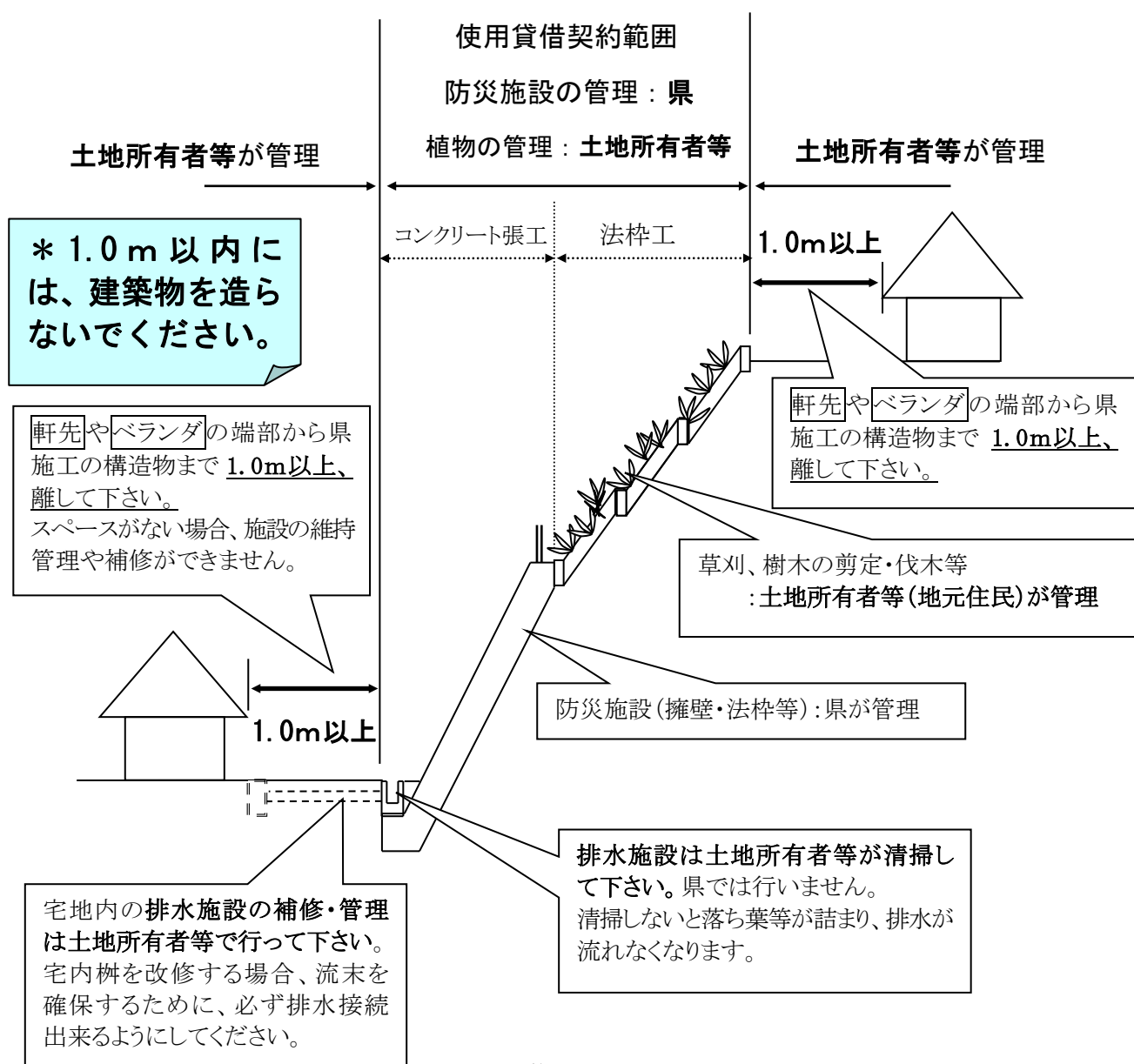
(10) 工事完了後の維持管理

工事の完成検査が終了し、施設本体が施工業者から神奈川県に引き渡されると、県では、コンクリートや鋼製の施設本体の維持管理を行います。

- 1) 排水施設の清掃や、樹木の剪定や伐採、草刈りについては土地所有者や居住者等（地元住民の方々）により自費で維持管理を行っていただきます。
- 2) 宅内枡へ排水管を県で施工した場合、排水管から先は土地所有者に引き渡しますので、その後、排水管から先の維持管理は地権者等で行っていただく必要があります。県では補修・管理を行いません。
- 3) 土地所有者であっても、施設の維持管理上必要な点検や補修・改修工事の妨げとなる行為（施設に、建築物その他の工作物（物置、階段、ソーラーパネル、排水管等）を設置する等）はできません。
- 4) 工事完了後の施設の維持管理のため、施設から1m以内には建築物等を設置しないでください。

※工事完了後の維持管理区分図参照

※工事完了後の維持管理区分図



(11) その他、県の工事に対する協力・理解

- 1) 工事に影響・支障となる、斜面に生えている樹木は、すべて伐採・処分します。

移植される場合は、工事着手前に各所有者が行ってください(区域指定後の移植作業は、行為許可が必要となりますので、ご注意ください)。

なお、施工対象箇所以外の樹木等の伐採や剪定は、工事では行いません。

- 2) 工事を実施する上で支障となる「物置」等の個人財産については、工事で移設等
は行いません。工事着手前に各所有者等で撤去・移設してください。

- 3) 工事に伴い樹木を伐採すると、特に斜面上部に対する風の影響が大きく変化します。

斜面上部の建物に直接、風が当たることもあります。が、風除けフェンス、目隠しフェンスなど、風対策の施設は県では設置しません。

各所有者等で対策をお願いします。

- 4) 工事中は低騒音型、低振動型の建設機械を使用するなど周辺環境に配慮しますが、
どうしても騒音・振動・ほこりは発生するため、ご理解ください。

- 5) 横浜市緑の環境をつくり育てる条例第7条による緑地保存地区の指定を受け、
緑地保存契約を市(市長)と結んでいる土地所有者は、工事の前に市と事前協議を
行ってください。

- 6) 要望受理後でも、工事着手前の時点で工事実施基準や条件が満たされていない
ことが判明した場合は、工事が実施できませんので、その場合、工事の中止又は
保留とさせていただきます。

なお、工事への理解や協力が得られず、中止又は保留となった場合は、地元
要望者等が主体となった解決をお願いします。

事例:

- ・ 測量の結果高さ不足
- ・ 引っ越し等で空き家になり保全人家不足
- ・ 土地所有者が不明になった場合
- ・ 工事への妨害

など。

3 急傾斜地崩壊対策事業のフロー

